

部 長 各 位

市 長

平成29年度予算編成の基本方針について

1. 国の動向

わが国の経済について、内閣府の月例経済報告では、景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしている。

また、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（「骨太の方針2016」）を6月2日に閣議決定し、地方創生により、人口減少と地域経済の縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたって地域の成長を確保するとしている。

これらを踏まえて、平成28年8月2日に閣議了解された「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本方針」では、年金・医療費等については高齢化等に伴う増加額（6,400億円）を加算した範囲内での要求は認めるものの、合理化・効率化に最大限取り組むものとし、義務的経費については、聖域を設けることなく抜本的見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るとしている。そのほか、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、「ニッポン一億総活躍プラン」「骨太の方針2015」及び「日本再生戦略2016」等を踏まえた諸課題について要望できることとし、重点化を進めている。

平成29年度においては、これら国の経済財政運営の動向に注視し、情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

2. 本市の財政状況及び予算編成基本方針

平成27年度普通会計決算では、実質収支が約3億2千万円の黒字となったが、

これは財政調整基金などの基金を4億1千万円余り取り崩したことによるもので、基金からの繰り入れを考慮した実質単年度収支は赤字となっている。さらに、経常収支比率についても、前年度に比べ0.7ポイント悪化し県下ワースト2位の98.4%と財政の硬直化が進んでいる。

平成29年度の財政見通しは、歳入面では、市税の伸びが見込めない中で、普通交付税や特別交付税が減少するなど多くの歳入科目で減少が見込まれる。

一方、歳出面では子ども子育て支援新制度などの社会保障経費の増加、給食センターの建設や公共施設の老朽化対策、退職手当債の償還額の増加などによる公債費が過去最高額になるなど、極めて厳しい財政状況が予想される。

以上のことから、平成29年度予算編成に当たっては、財政健全化計画及び行政改革推進計画に基づき、市税などの歳入確保、物件費等の削減、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出削減に取り組むこととし、各部署単位で必要性や効果、優先度により事務事業を再検証し、長期（5年以上）にわたり実施している事業については、事業内容の見直しや終期の設定を行い、効果の上がらないものについては廃止することとする。

このように、全職員が本市の厳しい財政状況を認識し、英知を結集して「住んでよかった」、「住みたくなる」が実感できる「元気なまち橋本市」の実現に向けて取り組むこととする。

平成 28 年 10 月 26 日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

平成29年度予算編成要領

本市の財政状況は、平成 27 年度決算においては経常収支比率が 98.4%と前年度 (97.7%) よりさらに 0.7%悪化し、財源の不均衡を調整するための財政調整基金など一般財源化できる基金を取り崩さなければ収支均衡が図れない状況が変わらず続いている。

平成 28 年度では、需用費の部署別枠配分予算の実施、備品購入費の上限設定、さらには人件費や賃金の抑制など、一般財源ベースで総額約 6 億円の経費削減を盛り込んだ従来以上に厳しい予算編成を行い、財政健全化に向けた取り組みがスタートしたところである。しかしながら、そんな中においても財源不足を補うため 6 億 5 千万円の一般財源化基金を取り崩しての編成には変わりなく、極めて厳しい財政状況となっている。加えて今後、歳入では、市税や地方交付税の減少、事業財源として有利な合併特例債の発行可能残高の減少、歳出では、子ども子育て支援新制度にかかる社会保障経費の増加や、平成 29 年度に償還のピークを迎える公債費の増加などにより、平成 29 年度当初予算編成で財政調整基金の枯渇が現実となり得る状況となっている。

このことから、平成 29 年度当初予算編成においては、昨年度同様に健全化計画にかかる経費削減を確実に反映させることはもちろん、さらに踏み込んだ歳出削減に取り組む必要があることから厳しい予算編成となることを十分に留意されたい。

平成 29 年度予算編成にあたっては別紙基本事項及び留意事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いする。

基本事項

- (1) 平成 29 年度当初予算は、1 年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算を注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。
- (3) 国または県において廃止又は縮小される事業の単純な予算振替は認めない。
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 委託については、直接実施が可能なものまで安易に外部委託がされていないか業務内容について再検証をおこない、業務の専門性や経費削減効果が十分説明できるものとする。
- (5) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。
なお、当計画以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、行政改革推進室に積極的に提案すること。
- (6) 市長政策ロードマップ及び事務事業評価結果を確認し、その目標値や評価等に基づき予算を要求すること。
- (7) 政策的事業については、政策調整会議（実施計画対策事業を含む）で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。
なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に政策企画室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。
- (8) 財政健全化を進める中で、従来からのスクラップアンドビルドを徹底すべく、新規事業を要望する場合、既存事業の見直しについては事業費の削減に留まるだけでなく、原則として一つの新規事業につき、一つの

事業の廃止を前提として予算要求し、適切な事務量とすること。

- (9) 職員数の削減については、職員採用計画に基づき実施することとする。
なお、各課の職員配置数については、職員課がヒアリングを実施して決定することとする。
また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。
- (10) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。
また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。
- (11) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。
なお、今後も大幅な財源不足が見込まれることから、普通建設事業は要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。
- (12) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担をしたり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。
特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。
- (13) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。
特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。
また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。
なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、平成 29 年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。
ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の 2 分の 1 以内とす

る。

- (14) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。
- (15) 予算要求にあたっては、従来どおりの形式を踏襲することなく、必要性を十分に精査したうえで、特に経常的経費については一般財源ベースでの削減を念頭においての予算要求すること。
- (16) 要求書については担当部長のヒアリングを受けてから提出すること